

平成29年度事業報告書

社会福祉法人 身体障害者自立協会

平成29年度を総括して

法人にとって、平成29年は今までの運営を根本より改めることになった1年でした。平成29年4月1日より「社会福祉法の一部を改正する法案」（以下「改正社会福祉法」という）が施行され、社会福祉法人におけるガバナンスの強化、財務規律の強化を推進することになりました。この改正を受け、当法人では定款を新たに策定し、改正社会福祉法の趣旨を踏まえたうえで、評議員会の権能強化（諮問機関から決議機関へ）を図り、そして財務においては剰余財産に対して「社会福祉充実残額」の炙り出しと「社会福祉再投下計画」の策定を行いました。

そして、改正福祉法の趣旨に沿って理事会、評議員会の運営を行いましたので、平成29年度はこの年度の予算、平成30年度の予算を含めて理事会を4回、評議員会を3回開催することができました（別表1）。また、評議員におきましては新たに3名の識者にご就任をいただき、法人の運営においてご指導賜りましたことを感謝いたします。

また、改正社会福祉法の遵守と、事業運営の透明性を高めるため、法人の計算書類、財産目録、現況報告書等は（独）医療福祉機構の財務諸表等開示システムを利用しインターネットを介し周知を図っており、法人の定款や役員報酬規程、役員評議員名簿は当法人のホームページにより広く情報提供を行っております。

事業運営に関しては、平成29年度の実施行事は別紙にまとめております（別表2）。法人としては平成28年7月の津久井やまゆり園の事件以降、より利用者の心や言葉に耳を傾けるように、安心して地域で生活ができるように、社会的自立を図れるように支援を行うことを目指しました。その一環として平成29年度も研修会を行いました（別表3）。上記の目標は今後も法人としては皆が心に刻む目標であり、すべての職員が開かれた心で、利用者と触れ合うことができるよう、今後も職員の指導を行って参ります。

また、65歳を迎える利用者の受け皿のため「共生型サービス」の情報を収集し、法人として思案をしているところですが、大阪市福祉局へ問い合わせたところ、当初の情報とは異なった点がいくつかあり（別表4）、法人としては共生型サービスを受け入れて事業を行うことを、この報告書作成している平成30年5月現在では保留しております。しかしながら何らかかの形で利用者の受け入れは必要ですので、方針が固まりましたら、理事会、評議員会にてご報告させていただきます。同じく、平成29年度の計画において取り上げた「法人後見」の業務に関しても、研究、精査を行って参ります。

今後においても決して現状に満足せず、常にサービスの質の向上を目指し、職員も利用者も安心して利用、働ける環境を整備し、障がい者や社会的弱者とされている方々の受け皿となれるよう、日々研鑽していく所存であります。